

環境審査顧問会水環境分科会
議事録

1. 日時：平成18年6月26日(月) 14:00～15:00
2. 場所：経済産業省別館3階第4特別会議室
3. 出席者：
(顧問)
沖山主査、和田副主査、加藤顧問、清野顧問、中園顧問、能川顧問、日野顧問

(経済産業省)
高取統括環境保全審査官、金子環境審査班長 他
4. 議題：(1)環境影響評価準備書の審査について
・(株)扇島パワー 扇島パワーステーション
5. 議事概要：
(1)開会の辞
(2)配布資料の確認
(3)(株)扇島パワー 扇島パワーステーション環境影響評価準備書に係る審査に当たり、事務局から質問事項への回答、補足説明資料、審査書(案)に基づき説明がなされた。

< 質問事項への回答及び補足説明資料について >

- 【顧問】Y発電所と扇島パワーの重畳予測を見ると、Y発電所による2以上の拡散範囲は影響を受けていないことが分かる。1の拡散範囲についてはお互いに相互干渉してこの広さになってしまうということは理解できる。
- 【顧問】今回回答がないが、現地調査で3の拡散範囲が消える潮時があったのは腑に落ちない。
- 【経済省】問題となったのは差分コンターのシミュレーションであり、細かく確認したところ3の拡散範囲が消えることはない。今回、差分コンターは示さないこととしたので、回答には含めなかった。
- 【顧問】扇島パワー単独の結果だったと思うが、いずれにせよ説明をお願いしたい。
- 【顧問】温排水の重畳については最初から強い意見を申し上げてきた。1の拡散範囲が重ならないことを守っていただきたい。これを破ってしまうと、どういう基準で判断したらいいのか、考え方の中心がくずれてしまう懸念がある。現地調査では重畳の他事例が示されたが、実態とは合っていないものも見られた。例えば、福島県の重畳の例で示された図では前面海域全てが1の拡散範囲に含まれているが、これは実態を反映していない。私は福島県の温排水に関する委員をやっているが、それぞれの発電所の1の範囲が重畳する例は一つもない。30年に亘る調査で実際に重畳がないことが確かめられている。現地では1という温度に対し真剣に取り組んでいる実態を考えると、安易に重畳が許されることに対し大きな抵抗を感じる。今回の発電所は、現に重畳が予想される状況の中で計画が出てきている。重なる部分は少ないではないか、重畳範囲を軽減する方策を考えているからいいではないか、と言われると、私にはどれくらいの重畳なら許されるのか、という判断ができない。
- 【経済省】事業者にできるだけ重畳をなくす方向で努力するよう伝える。
- 【顧問】残留塩素を1日1回測ることは前進だが、海水電解を使っているという怖さがある。ルールとしてこれを制限するものはないが、影響がよく分かっていない。

特に海水電解だとブロムが出てくるが、毒性は塩素よりも何倍も強いと言われている。積極的に排出する事業者の方で研究すべきだが、そういうことは行われていない。発電以外の産業も付着生物防止剤を使っていると思うが、発電という産業はエコとして売っており、配慮が足りないと感じる。

- 【顧 問】付着生物防止剤は発電所運用上大きな問題になってくるので、いろいろな方策が検討されているが、間違いなく毒物を使わないのがベターである。次亜塩素酸ソーダを使うのは過渡的なものであり、将来はよりいいものを見つけて環境負荷がなるべく小さなものを使う、その過程にあるのだということを十分認識してほしい。電解そのものの影響評価が終わったわけではないので、運用管理をしっかりと周辺に被害が及ばないように十分注意していただきたい。
- 【顧 問】電気分解をするのにどれくらい電気を使うか、という記載がない。それが分かれば塩素やブロムがどれくらいできるのか予想できるのではないか。
- 【経済省】次亜塩素酸ソーダの注入量は場所により異なるため、現段階で数値を記載するのは難しいと思われる。

< 審査書(案)について >

- 【顧 問】3ページ2.1.1の3行目に「棘皮動物門のイソギンチャク目等」とあるが、イソギンチャクは棘皮動物ではない。最近は刺胞動物というが、準備書に合わせて腔腸動物でもよいと思う。6行目のnauplius of COPEPODAは、従来はカイアシ類のノープリウス幼生という表現をしている。2.2.1の1行目のアナアオサはアオサ属に入らないのか。
- 【顧 問】6ページ(3)水温の環境保全対策で、取水口の位置をずらすことより、深層取水することの方が本質的ではないか。
- 【経済省】事業者を確認する。
- 【顧 問】海域に生育する植物の出現種にアオサ等の記載があるが、7ページ2.2.2の評価は植物プランクトンのみであり、潮間帯生物に分類されているアオサ等の評価も必要である。
- 7ページ2.1.2の6行目に「残留塩素濃度を限界値以下に管理する」とあるが限界値の意味が明確でないので、「検出限界値」とすべき。7ページ下段の海域に生育する植物も同様。

(4) 閉会の辞

以上